

作成日 令和6年11月28日

令和 6 年度 施行

給与支払報告書入力業務委託(単価)

(住民税務課 住民税係)

公示用

給与支払報告書入力業務委託(単価)

項目	単価	数量	単位	金額	摘要
給与支払報告書データ入力		1	枚		
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

給与支払報告書入力業務 仕様書

(適用範囲)

1. この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「給与支払報告書入力業務」（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

2. この業務は、給与支払報告書のパンチデータ（以下「パンチデータ」という。）を作成し、個人住民税システムへの入力事務の効率化・合理化を図ることを目的とする。

(業務概要)

3. 業務は、甲が貸与する給与支払報告書を、この仕様書に基づいてパンチ入力し、そのパンチデータを磁気媒体に記録するものとする。

(業務委託)

4. マイナンバーの取り扱いを含む業務であることから、法令等への適合性及び自主的により高い保護レベルの個人情報マネジメントシステムを確立している事業者を選定するため、下記の企業認定・認証を取得している者（企業）とする。
 - ・ 情報セキュリティマネジメント/ISO27001
 - ・ プライバシーマーク認証

(履行期間等)

5. 業務の履行期間は、契約日から令和7年2月28日までとする。業務範囲は、甲の給与支払報告書の貸与から乙の磁気媒体の納品までとする。

(作成予定件数等)

6. パンチデータの作成予定件数は、総数で4,000件とする。ただし、総数は確定数ではなく、また保証するものでもない。

(履行場所)

7. 業務の履行場所は、乙が日本国内において用意する作業場所とし、業務で扱う個人情報について流出がないよう、必要な措置が講じられたものでなければならない。

(支払いについて)

8. 業務に対する支払いは、実績件数に契約単価を乗じて算出し、その金額を合計した上、消費税額及び地方消費税額を加算して行うものとする。

(関連法規の遵守及び準拠法令等)

9. 乙は、業務の実施にあたっては、「地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）」、「町税条例（昭和31年4月10日条例第7号）」等の関連する法規を遵守しなければならない。

(管理責任者)

10. 乙は、業務の管理及び総括を行うため管理責任者を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(守秘義務)

11. 乙は、業務を実施するにあたり、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

12. 乙は、業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(給与支払報告書等の受領)

13. 乙は、甲が示す預託日に、甲の指定する場所で給与支払報告書及を受領する。乙は給与支払報告書を受領したときは、乙の定める様式で個人情報預り票を甲に提出するものとする。

(パンチデータの作成)

14. 乙は、パンチ入力により給与支払報告書の電子データを作成し、磁気媒体に記録し、甲へ提出するものとする。パンチ入力する内容は、「給与支払報告書エントリレイアウト パンチ要領」に定める項目等とする。磁気媒体はCD-Rとし、作成するファイルフォーマットは固定長形式、文字コードはShift-JISとする。パンチ入力は、データ品質確保のため、ベリファイ（検査入力）とし、異なる作業者によって2回入力することとする。各入力項目を照合した上、エラー修正を行うものとする。

(給与支払報告書等の返却及び納品)

15. 乙は、甲が示す納品日に、甲の指定する場所で給与支払報告書を返却し、パンチデータ記録済の磁気媒体を甲に納品する。乙は、給与支払報告書を返却するときは、乙の定める個人情報返却・破棄通知書を甲に提出するものとする。

(給与支払報告書等の搬送及び保管)

16. 乙は、給与支払報告書や磁気媒体の搬送及び保管について、破損、汚損、盗難及び紛失がないよう必要な措置を講じなければならない。また、給与支払報告書を郵送する場合は、書留郵便等により誤配達による個人番号の漏えいを防ぐ措置を講じなければならない。その費用については、受託者が負担するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(提供資料等の返還等)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第7条 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反すると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(罰則)

第8条 個人情報の不正な取扱いに関する罰則は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条に定めるとおりとする。

給与支払報告書エントリレイアウト
パンチ要領

茅室町

No.	項目名	桁数	編集内容	右詰/左詰等
	ヘッダ	32	「016373BH24」＋スペース	左詰
	種類	3	「315」固定	
1	住民コード	12	右上に赤字で記載されている数字を前ゼロでパンチ 住民コードが記載されていない給報はパンチしない（付箋貼付）	
2	指定番号	12	総括表の右上、または右下に赤、赤丸で記載の番号をパンチ 総括表の右上「特別徴収義務者番号」に記載の番号をパンチ 普徴で未記入の場合、「9000」でパンチ	左詰
4	受給者番号	30	所属コードと受給者番号がある場合、「-」でつないでパンチ、記入がない場合は空白 “.”（カンマ）は“.”（ピリオド）でパンチ	左詰
5	給与支払金額	10	『支払金額』欄の金額をパンチ	右詰
6	給与所得控除後の金額（調整控除後）	10	『給与所得控除後の金額（調整控除後）』欄の金額をパンチ	右詰
7	所得控除の額の合計額	10	『所得控除の額の合計額』欄の金額をパンチ	右詰
8	源泉徴収税額	10	『源泉徴収税額』欄の金額をパンチ	右詰
9	（源泉）控除対象配偶者の有無	1	『（源泉）控除対象配偶者』欄の『有』に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合、「1」をパンチ	
10	老人控除対象配偶者	1	『（源泉）控除対象配偶者』欄の『老人』に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合、「1」をパンチ	
11	配偶者（特別）控除の額	10	『配偶者（特別）控除の額』欄の金額をパンチ	右詰
12	特定扶養人数	2	『控除対象扶養親族の数』欄の特定・人をパンチ	右詰
13	（内）同居老親扶養人数	2	『控除対象扶養親族の数』欄の老人・内をパンチ	右詰
14	老人扶養人数	2	『控除対象扶養親族の数』欄の老人・人をパンチ	右詰
15	その他扶養人数	2	『控除対象扶養親族の数』欄のその他・人をパンチ	右詰
16	（内）同居特障扶養人 特別障害者	2	『障害者の数』欄の特別・内をパンチ	右詰
17	特別障害者扶養人数	2	『障害者の数』欄の特別・人をパンチ	右詰
18	その他障害者扶養人数	2	『障害者の数』欄のその他・人をパンチ	右詰
19	（内）小規模企業共済等の掛金	10	『社会保険料等の金額』欄の上段の金額をパンチ	右詰
20	社会保険料等の金額	10	『社会保険料等の金額』欄の下段の金額をパンチ	右詰
21	生命保険料控除額	10	『生命保険料の控除額』欄の金額をパンチ	右詰
22	地震保険料控除額	10	『地震保険料の控除額』欄の金額をパンチ	右詰
23	住宅借入金等特別控除の額	10	『住宅借入金等特別控除の額』欄の金額をパンチ	右詰
24	配偶者の合計所得	10	『配偶者の合計所得』欄の金額をパンチ	右詰
25	旧長期損害保険料の金額	10	『旧長期損害保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
26	旧個人年金保険料の金額	10	『旧個人年金保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
28	未成年者	1	『未成年者』欄に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ	
29	乙欄適用	1	『乙欄』に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ	
30	本人特別障害者	1	『本人が障害者』欄の特別に“0”、“*”、+F28+F31	
31	本人その他障害者	1	『本人が障害者』欄のその他に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ	
33	寡婦	1	『寡婦』欄の一般に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ	
34	寡婦（給報から項目削除）	1	『寡婦』欄の特別に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「2」をパンチ	
35	寡夫（旧寡婦等 R03のみ）	1	空白	
36	勤労学生	1	『勤労学生』欄に“0”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ	
39	受給者の生年月日	元号	1 『受給者生年月日』欄 明に“0”、“レ”がある場合「3」をパンチ、大に“0”、“レ”がある場合「2」をパンチ、 昭に“0”、“レ”がある場合「1」をパンチ、平に“0”、“レ”がある場合「4」をパンチ、 令に“0”、“レ”がある場合「5」をパンチ 「明治」「明」「M」の場合「3」をパンチ 「大正」「大」「T」の場合「2」をパンチ 「昭和」「昭」「S」の場合「1」をパンチ 「平成」「平」「H」の場合「4」をパンチ 「令和」「令」「R」の場合「5」をパンチ	
40		年	2 『受給者生年月日』欄の年をパンチ	右詰
41		月	2 『受給者生年月日』欄の月をパンチ	右詰
42		日	2 『受給者生年月日』欄の日をパンチ	右詰

給与支払報告書エントリレイアウト
パンチ要領

茅室町

No.	項目名	桁数	編集内容	右詰/左詰等
43	カナ氏名	60	フリガナを半角カナでパンチ 記入がない場合は空白	左詰
45	普通徴収	1	普通給報は「1」をパンチ	
46	青色専従者	1	摘要欄に「青色事業専従者」の印がありマーカーがされている場合、「1」をパンチ	
48	16歳未満扶養人数	2	『16歳未満扶養親族の数』欄の人をパンチ	右詰
52	新生命保険料の金額	10	『新生命保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
53	旧生命保険料の金額	10	『旧生命保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
54	介護医療保険料の金額	10	『介護医療保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
55	新個人年金保険料の金額	10	『新個人年金保険料の金額』欄の金額をパンチ	右詰
56	前職分の給与支払額	10	摘要欄の前職支払金額をパンチ（見出しが「支払金額」の場合あり）	右詰
57	前職分の源泉徴収税額	10	摘要欄の前職徴収税額をパンチ（見出しが「徴収税額」の場合あり）	右詰
58	前職分の社会保険料の金額	10	摘要欄の前職社会保険料をパンチ（見出しが「社会保険料」の場合あり）	右詰
59	中途就・退職	就職・退職区分	1 『中途就・退職』欄の 就職に“○”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「1」をパンチ 退職に“○”、“*”、“1”、“レ”がある場合に、「2」をパンチ	
60		年	2 『中途就・退職』欄の年をパンチ。未記入の場合、「No. 59」～「No. 62」はパンチしない	右詰
61		月	2 『中途就・退職』欄の月をパンチ。未記入の場合、「No. 59」～「No. 62」はパンチしない	右詰
62		日	2 『中途就・退職』欄の日をパンチ。未記入の場合、「No. 59」～「No. 62」はパンチしない	右詰
63	居住開始年月日 (1回目)	年	2 『居住開始年月日(1回目)』欄の年をパンチ 未記入の場合、「No. 63」～「No. 65」はパンチしない	右詰
64		月	2 『居住開始年月日(1回目)』欄の月をパンチ。未記入の場合、「01」でパンチ	右詰
65		日	2 『居住開始年月日(1回目)』欄の日をパンチ。未記入の場合、「01」でパンチ	右詰
66	住宅借入金等特別控除適用数	1	『住宅借入金等特別控除適用数』欄の数値をパンチ	
67	住宅借入金等特別控除可能額	10	『住宅借入金等特別控除可能額』欄の金額をパンチ	右詰
68	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	2	『住宅借入金等特別控除区分(1回目)』欄が 「住」(住宅)の場合「01」をパンチ 「住(特)」(住宅)の場合「11」をパンチ 「住(特特)」(住宅)の場合「21」をパンチ 「住(特特特)」(住宅)の場合「31」をパンチ 「住(特家)」(住宅)の場合「41」をパンチ 「認」(認定)の場合「02」をパンチ 「認(特)」(認定)の場合「12」をパンチ 「認(特特)」(認定)の場合「22」をパンチ 「認(特特特)」(住宅)の場合「32」をパンチ 「認(特家)」(認定)の場合「42」をパンチ 「増」(増改築)の場合「03」をパンチ 「増(特)」(増改築)の場合「13」をパンチ 「震」(震災)の場合「04」をパンチ 「震(特特)」(震災)の場合「24」をパンチ 「震(特特特)」(住宅)の場合「34」をパンチ 「震(特家)」(震災)の場合「44」をパンチ	右詰
69	住宅借入金等の額(1回目)	8	『住宅借入金等年末残高(1回目)』欄の金額をパンチ	右詰
70	居住開始年月日 (2回目)	年	2 『居住開始年月日(2回目)』欄の年をパンチ 未記入の場合、「No. 70」～「No. 72」はパンチしない	右詰
71		月	2 『居住開始年月日(2回目)』欄の月をパンチ、未記入の場合、「01」でパンチ	右詰
72		日	2 『居住開始年月日(2回目)』欄の日をパンチ、未記入の場合、「01」でパンチ	右詰
73	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	2	『住宅借入金等特別控除区分(2回目)』欄が 「住」(住宅)の場合「01」をパンチ 「住(特)」(住宅)の場合「11」をパンチ 「住(特特)」(住宅)の場合「21」をパンチ 「住(特特特)」(住宅)の場合「31」をパンチ 「住(特家)」(住宅)の場合「41」をパンチ 「認」(認定)の場合「02」をパンチ 「認(特)」(認定)の場合「12」をパンチ 「認(特特)」(認定)の場合「22」をパンチ 「認(特特特)」(住宅)の場合「32」をパンチ 「認(特家)」(認定)の場合「42」をパンチ 「増」(増改築)の場合「03」をパンチ 「増(特)」(増改築)の場合「13」をパンチ 「震」(震災)の場合「04」をパンチ 「震(特特)」(震災)の場合「24」をパンチ 「震(特特特)」(住宅)の場合「34」をパンチ 「震(特家)」(震災)の場合「44」をパンチ	右詰
74	住宅借入金等の額(2回目)	8	『住宅借入金等年末残高(2回目)』欄の金額をパンチ	右詰
75	国民年金保険料等の金額	10	『国民年金保険料等の金額』欄の金額をパンチ	右詰

給与支払報告書エントリーレアウト
パンチ要領

茅室町

No.	項目名	桁数	編集内容	右詰/左詰等
76	非居住者である親族の数	2	『非居住者である親族の数』欄の人をパンチ	右詰
77	提出義務者の個人番号又は法人番号	13	提出義務者の『個人番号又は法人番号』欄の値をパンチ ※通常13桁（個人事業主の場合は12桁）です。（記入がない場合は空白）	左詰
78	支払いを受ける者の個人番号	12	受給者本人の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
79	(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名フリガナ	(源泉・特別)控除対象配偶者の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
80		個人番号	(源泉・特別)控除対象配偶者の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
81	控除対象扶養親族(1)	氏名フリガナ	控除対象扶養親族(1)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
82		個人番号	控除対象扶養親族(1)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
83	控除対象扶養親族(2)	氏名フリガナ	控除対象扶養親族(2)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
84		個人番号	控除対象扶養親族(2)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
85	控除対象扶養親族(3)	氏名フリガナ	控除対象扶養親族(3)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
86		個人番号	控除対象扶養親族(3)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
87	控除対象扶養親族(4)	氏名フリガナ	控除対象扶養親族(4)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
88		個人番号	控除対象扶養親族(4)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
89	16歳未満の扶養親族(1)	氏名フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
90		個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
91	16歳未満の扶養親族(2)	氏名フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
92		個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
93	16歳未満の扶養親族(3)	氏名フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
94		個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
95	16歳未満の扶養親族(4)	氏名フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の『フリガナ』欄の値を半角カナでパンチ ※漢字のみ記載されている場合は空白 「・」 → スペースでパンチ、長音 → 「ー」（ハイフン）でパンチ	左詰
96		個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の『個人番号』欄の値をパンチ 記入がない場合は空白でパンチ 個人番号が12桁でない場合は空白でパンチ（付箋貼付）	左詰
97	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	1	『5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号』欄に個人番号（12桁の数値）が1件以上記載されている場合、「1」をパンチ	左詰
98	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	1	『5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号』欄に個人番号（12桁の数値）が1件以上記載されている場合、「1」をパンチ	左詰
99	同一生計配偶者の有無(控除対象配偶者を除く)	1	パンチしない	左詰
100	基礎控除の額	10	『基礎控除の額』欄の金額をパンチ	右詰
101	所得金額調整控除額	10	『所得金額調整控除額』欄の金額をパンチ	右詰

給与支払報告書エントリレイアウト
パンチ要領

茅室町

No.	項目名	桁数	編集内容	右詰/左詰等
102	ひとり親	1	『ひとり親』欄に“○”、“*”、“1”、“レ”がある場合に「1」をパンチ	
103	所得金額調整控除の要件該当者の有無	1	【項目をパンチする場合】 摘要欄に記入の扶養親族名（調整）又は配偶者名（同配）に赤で△印を記載 摘要欄に記入の扶養親族名（調整）又は配偶者名（同配）に赤で△印があれば、「1」をパンチ ※記載例：アート 一郎（調整） / アート 花子（同配）	
104	退職所得のある配偶者・親族の有無	1	【左記項目をパンチする場合には摘要欄に記入の該当者名（退）に◎印を記載してください】摘要欄に記入の該当者名に◎印があれば、「1」をパンチしてください。 ※記載例：（退）電算 三郎 S40.1.1生 電算市リームス町1-2 合計所得見込額：xxx,xxx ※Reamsに取り込みますが、当初賦課時のエラーチェックにのみ使用する情報となります。 (EUC出力：可)	
105	源泉徴収時所得税減税控除済額	10	【左記項目をパンチする場合には摘要欄に記入の源泉徴収時所得税減税控除済額に○印を2つ（○○）記載してください】 摘要欄に○印が2つ（○○）あれば、その金額をパンチしてください。 ※記載例：源泉徴収時所得税減税控除済額xxx,xxx円	右詰
106	控除外額	10	【左記項目をパンチする場合には摘要欄に記入の控除外額に△印を2つ（△△）記載してください】 摘要欄に△印が2つ（△△）あれば、その金額をパンチしてください。 ※記載例：控除外額xxx,xxx円	右詰
107	非控除対象配偶者減税有	1	【左記項目をパンチする場合には摘要欄に記入の非控除対象配偶者減税有に☆印を2つ（☆☆）記載してください、既に同一生計配偶者の有無の記載がある場合は減税有に☆印を2つ（☆☆）記載してください】 摘要欄に☆印が2つ（☆☆）あれば、「1」をパンチしてください。 ※記載例：非控除対象配偶者減税有 または 減税有 電算 花子（同配）	
	市町村コード	6	「016373」をパンチ	
	パンチ用連番	7	“1”からの連番	右詰

※固定長 CSV形式のデータ
 ※住民コード(1)が記入されていないデータは入力しない
 ※記載のない項目は空白
 ※右詰の項目は前ゼロでパンチ
 ※摘要欄に前職分(56~58)が複数記入されている場合、上段のみパンチ

No. が パンチ条件変更項目

No. が 新規パンチ項目

給与支払報告書(総括表)

2 (指定番号 記入)

種別	整理番号	
※	※	※

令和 年 月 日 提出

給与の支払期間	令和 年 月 分から 月 分まで											
給与支払者の個人番号又は法人番号												
フリガナ							提出区分			年間区分		
給与支払者の氏名又は名称							事業種目					
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称							受給者員			人		
フリガナ							報告人員			人		
同上の所在地							報告人員のうち退職者員			人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名							所務署名			税務署		
連絡者の氏名、所属課、係及び電話番号	氏名 (電話)						給与の支払方法及びその期日					
特別徴収税額の払込を希望する金融機関	(名称)						(所在地)					

2 (指定番号 記入)

